

国住指第 4291 号
平成 27 年 2 月 13 日

各都道府県 建築主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

耐火構造等に係る構造方法等の認定を受けた外壁に
不燃材料等を張る場合の防火上の取扱いについて（技術的助言）

標記について、タイル等を窯業系サイディングの外装材に張ることの是非を当省国土技術政策総合研究所等において検討してきたところ、下記の結論に至りましたので、これに基づく運用をお願いします。

また、貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いします。なお、国土交通大臣及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

耐火構造等に係る構造方法等の認定を受けた仕様に適合する外壁のうち外装材に窯業系サイディングを用いるものに、以下の外壁の種類に応じてそれぞれに掲げる材料又はこれらの材料を組み合わせたものを当該外壁の屋外側に有機系接着剤を用いて張ったものについては、当該認定を受けた仕様に適合する外壁として取り扱っても支障がない。

1. 耐火構造の外壁に張ることができる材料

- (1) 不燃材料を定める件（平成 12 年建設省告示第 1400 号）第 1 号から第 15 号までに掲げる材料
- (2) 耐火構造の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1399 号）第 1 第 4 号から第 7 号までに掲げる屋外側の防火被覆に用いる材料

2. 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 115 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号イからハマまでの規定に適合する外壁（1 時間準耐火構造の外壁）に張ることができる材料

- (1) 上記 1. に掲げる材料
- (2) 耐火建築物とすることを要しない特殊建築物の主要構造部の構造方法を定め

る件（平成 12 年建設省告示第 1380 号）第 1 第 3 号及び第 4 号に掲げる屋外側の防火被覆に用いる材料

3. 準耐火構造の外壁に張ることができる材料

(1) 上記 1. 及び 2. に掲げる材料

(2) 準耐火構造の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1358 号）第 1 第 3 号から第 5 号までに掲げる屋外側の防火被覆に用いる材料

4. 防火構造の外壁に張ることができる材料

(1) 上記 1. から 3. までに掲げる材料

(2) 防火構造の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1359 号）第 1 各号に掲げる屋外側の防火被覆に用いる材料

5. 令第 109 条の 6 各号の規定に適合する外壁（準防火構造の外壁）に張ることができる材料

(1) 上記 1. から 4. までに掲げる材料

(2) 木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1362 号）第 1 及び第 2 に掲げる屋外側の防火被覆に用いる材料